

情報提供受付窓口について

事務局

I これまでの受付件数 (平成18年2月27日9:00現在。)

| | | | | |
|-------------|-------------|------|--------|------|
| <u>受付件数</u> | 191件 | (内訳) | E-mail | 159件 |
| | | | 郵送 | 10件 |
| | | | 電話 | 20件 |
| | | | ファックス | 2件 |

前回報告（第5回委員会：平成18年1月30日開催－「参考資料1」）

受付件数 **124件**

(参考) 窓口の開設

1 開設日

平成17年12月28日（水）

2 提供を求めた情報

主として建築確認業務、建築設計業務、建設業、不動産業等に関係する者からの構造計算書偽装問題に関して、現行の検査・確認体制の改善に資する情報又は意見を求めています。

3 情報提供の方法

郵送、電話、ファックス、E-mail(国土交通省HPからの入力を含む。)

II 寄せられた意見

注1： 下線部分は、プライバシー等に配慮し変更した部分です。

注2： 「意見等の内容」は、情報提供者の意見等を記述したもので、その内容は、本調査委員会や国土交通省の見解を示すものではありません。

注3： No. 1～60 の意見は、第3回委員会・「資料7」に記載。

No.61～86 の意見は、第5回委員会・「参考資料1」に記載。

| No. | 属性 | 意見等の内容 | 備考 |
|-----|---------------------------|--|----|
| 87 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>建築士、建築主に対する罰則が強化されるらしいですね。どうも建築士に対する風当たりが強いのだなという感じです。しょうがないだらうなどとも思います。私も建築士の端くれなのですが、上司に偽装じみた事を、強要されることがあります。「建築士なんだから上司でも社長でも正しく指導しなさい。」と、思われるでしょうが、私のようなサラリーマンの立場だと、意見もとおらず、ひどい場合は知らないうちに（工事の存在も隠されて）違法工事が行われていることもありました。こんな時は何処に相談すればいいのでしょうか。やはり建築士の責任になるのでしょうか。</p> <p>この様な事を防ぐ為にも、施工業者及び設計事務所の代表取締役に対する罰則も、強化して欲しいです。偽造によって、誰が得をする事になるのかを考えれば、当然の事だと思います。</p> <p>建築士にとって、正しい判断の元に業務をすすめる事が出来る職場、社会を、心から望むばかりです。</p> | |
| 88 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>4階建てRCの集合住宅を建設しました。</p> <p>設計やデザインは施工会社とは異なります。竣工後問題が発生していますが半年以上対応されない、又は再発しています。起因は施工会社の判断による施工が原因の様です。問い合わせを何度もしますが、設計側は依頼している旨を言われ、施工側は設計指示と言われます。何度も打ち合わせをしていますが改善されません。私は、施工会社の判断や、スキルの低さが原因の様と考えます。材料等の販売会社に確認をして頂きましたが、不適合の工事と指摘されています。しかし、それを修理されなく、また、偽り、現状放棄のままでです。この様なゼネコン？何とか指導をお願いします。</p> <p><u>(地名)</u>の”株式会社(会社名)”です。この会社、今期の品質方針は”CS向上”だそうです。こんな事にも騙されている。発注者。。。私です。</p> | |
| 89 | 氏名 なし 連絡先 なし | <p>地方自治体に建築構造の専門家などいるわけもありません。その現実を無視して「審査体制強化」などを打ち出しても、無理というより、ただただあきれてしまいます。もし、行政もこれからも建築確認を続けるなら、県単位での審査業務一元化しか、能力からいってありえないとおもいます。県に集中すればなんとか人材確保・レベルアップできるとおもわれます。もちろん各市からも派遣するなどして。もともと<u>(県名)</u>などは、市町村経由で確認申請を県に提出してるので、県だけが特定行政庁でも利便性は全くかわりません。</p> | |
| 90 | 氏名 なし 連絡先 なし | <p>29:6 これは、今回の構造計算書偽装問題で、偽装された建築確認申請を処分した29の自治体と6の指定確認検査機関の比率です。1機関の偽装を見逃した数には差があるが、100の見逃しも1の見逃しも、偽装を見破れなかつたのは同罪である。それでもまだ、民間機関に対する風潮による批判が厳しいが、民間機関の5倍近くの自治体に対する責任は、民間よりも重罪であることを申しあげたい。確認検査制度自体に欠陥があるが、常に民間機関だけをターゲットに、ペナルティを科すのは、如何なものか。行政庁に対する厳しい処分を期待します。</p> | |
| 91 | 氏名 あり 連絡先 | <p>構造計算書偽装を防ぐ一法</p> <p>構造計算はパソコンのソフトウェアで行われる。ソフトウェアは、入力された数値を使って演算し、途中で中間結果（地震力？）を出す。この中間結果の値は、その後のステップの計算のベースとなるが、この中間結果の値を、故意に小さな</p> | |

| | | |
|----|----------------------------|---|
| | あり | 値に変更して入力し、それによりソフトに誤った計算結果を算出させた。それが偽装の手法、と報道されている。 それならば、途中で違う値を入力されないように、ソフトを改善すればよいと思う。当初の入力数値をソフトが記憶し、さらにその中間結果もソフトが記憶しておく。そして、新たに入力された値を、それと比較して、おかしな数値があれば、ソフトの管理者に警告するような方法ができるのではないか。 |
| 92 | 氏名 あり 連絡 先 あり | <p>国交省「構造計算書擬装問題に関する緊急調査委員会」御中 ◆国交大臣答弁の虚構◆ 2006/01/31</p> <p>1) <u>(会社名)</u>の創業者故 <u>(個人名)</u>社長は「設計屋は工場に行くな」と言ったのです。それは「工場で生産技術で苦労しているのを見ると仏心が起きる。設計屋はお客様を見て仕事をしろ」と言うことです。ですから <u>(会社名)</u>が「柱を細くしてお客様の居住空間を広げたり、鉄筋を減らして価格を下げよう」とするのは「褒められるべきこと」です。又設計屋は <u>(個人名)</u>氏の様に、少しづつコストダウンを図って性能検査部門の出方を見るのも常套手段。それでなければ国際勝ち組企業は生れません。</p> <p>2) 勿論それは「法規への合否判定」などを担当する性能検査部門とのトレードオフになっているので、法の敷居値に合格しなければ「建築確認」などが取れませんから、お客様に迷惑が掛る事はありません。</p> <p>3) 性能検査は設計や製造とは別の技術分野で、中でも法規への合否の判定は、計量法等をベースとする特に高度な技術を要し、更に最近はコンピューターの活用が不可欠でもあり、最高裁判断でも「自治事務」と定められているのでしょう。</p> <p>4) 従つて <u>(個人名)</u>事件は「公務員、業務上、未必の故意に依る、常習的、公文書不実記載罪」が全てです。「公文書」の方は「取引証明」として使われてしまつたので、従来のリコール事件の前例から、自治体の責任で「現物」の方を「公文書」に合わせるのが当然です。それに税金を使うのは当然。政府の失態は、選んだ有権者の責任です。ルソーの「社会契約」に依り「善意無過失」の被害者に押し付けるのは可笑しいでしょう。それを防ぐには私書の私説、「戦前の技術主導政治への回帰」が必要になるのです。それは現在の社会の安全や幸福は政治信条ではなく、ハイテク革命に依っているので、それに対する「ガバナンス」が優先するからです。</p> <p>5) つまり <u>(個人名)</u>事件は「技官の腐敗による不作為」に尽きるのです。他にもパンドラの箱は埋まっているので、其処を正せば全て解決するのです。民間に責任を転嫁しても解決しません。例えば28日に石原知事が言っていた「四国に3本も橋がある」件にしても、技官の詐欺レポートが踏み台になっているのです。だから、「トレードオフ」の相手が無いから、地元の票田の圧力のみで事が運ぶので、結果としての税金の浪費は <u>(個人名)</u>事件の比ではないでしょう。</p> <p>6) 是に対し、国交大臣は1月26日の国会答弁で「責任は分散しており、民間の責任の方が重い」と言っている。大体技術責任が分散しているなどと言うのは文系の発想で、技術常識にも、経済産業省の見解にも反します。最高裁判断の「自治事務」は公金で行なわれるべきものでしょう。許認可権を悪用して民間の一級建築士等に無料で故無き責任業務を要求するのは「恐喝罪」の要件に該当しませんか。</p> <p>7) この見解を受けて、再発防止策として「民間人の罰則強化」が語られている。それは全く逆でしょう。税金で食っている公儀が全責任を負うのが当然では有りませんか。</p> <p>8) 27日の生テレでも「テレビは権力か?」が議論されていました。局側は「視聴率が全てのしがない商売」と言うが、それなら「ワイドショーのテーマや切り口」は視聴率が取れる証拠で、それは民意として政治を左右するでしょう。従つて局も少しは「正論で視聴率を取る」努力をする社会責任があるでしょう。そこでは <u>(議員名)</u>議員や <u>(個人名)</u>の場合は、検察より先にワイドショーで元検事が詐欺罪の判決を出す。しかし私説の「技系法」自体がマスコミの市民権が得られないでの、それにまつわる「不実記載の詐欺」はワイドショーに登場できない。そして <u>(会社名)</u>や自治体の技官の「擬装の発見は絶対不可能」と言う真赤な嘘だけがワイドショーに登場出来る。そして国交省の上記恐喝的対策を無批判で報道する。そして「<u>(個人名)</u>のITは虚業だった」と言うけれど、それなら「実業のITを使えば <u>(個人名)</u>の擬装なんか自動的に簡単にチェック出来たんだ」と言う事を何故報道しないのでしょうか。</p> <p>9) 更に国交大臣は「最高裁の決定は・・・」と言いながら地裁の話を始め、途中で「失礼しました是は地裁・・・」と云いながら最高裁の話には戻らず、結論は「地</p> |

裁の判例は不統一のため、今後も事案ごとに司法の判断を得る必要があり、国交省としての見解は示せない」と言う話にしたのです。地裁の判断に対し最高裁が「自治事務」との統一見解を出したのに、其処をとぼけてカットした臭い芝居としか見えません。しかも中継のDVDから活字にして見ると、その部分、地裁の話だけ、文節毎に同じ文言を2度繰り返して、充分丁寧に説明した様に時間稼ぎをしているのです。そして8分もの答弁の中で最高裁の指示した「自治事務」と言う文言は無かったのです。其れを云うと国交省や天下り先の責任になるからでしょう。

10) 現在の2極化は勝ち組が負け組を踏みつけているのではなく、コンピュータ一革命の大洪水で日本の中産階級業務を根こそぎ奪われて両岸に分かれただけです。従って上記「発見は不可能」と云うのはコンピューターがまともに使えない負け組みの話で、自働車屋など勝ち組に取っては簡単な話なのです。しかし大臣答弁は「民間に故無き公務を押し付けよう」と言うだけで、「技術」や「コンピューター」の文言は皆無だったのです。例えば民間検査機関の監査要件は「員数」「経理的基礎」「中立性」しか言わない。技術対策の話に触れると「(個人名)のコンピューターを使った計算を手作業でチェックする仕組みになっていた」つまり私書の造語「公務員、業務上、公知ハイテク、不作為罪」のみが原因である事、それは現行法でも「詐欺」で有る事がバレるからでしょう。

つまり大臣答弁は、既に工業常識である「認証用プログラム」さえ存在すれば、省力化と信頼性が同時に可能だった事がバレる事。更には其処での「管理職」とは人事管理ではなくて、「コンピューター・プログラム」の管理に責任が持てる人で、最高責任者国交大臣からの資格を問われる。つまり私説、「戦前の技術主導政治への回帰」が結論になる事を恐れているのでしょうか。

11) ですから必要な手順は「不可能宣言」で頑張っている負け組み技官や民間検査機関を国会に喚問して、「信頼性工の教科書のFTAの不在」に依る「未必の故意」を追求し、賠償責任を認めさせれば全て解決するのです。

12) 更に大臣答弁では「官の責任は薄いけれど、安全問題は裁判を待てないので補正予算を計上した」などと大臣の業績の様に言っている。元々「技系法」違反は、行政に司法の令状抜きの行政代執行を義務付けており、国交省自身が、昔から再三地方自治体に「遅滞なき行政代執行」を要求しているでは有りませんか。つまりFTAが存在しないから、代執行に対する逆提訴を迎へ討つ理論武装がないから、「不作為」を決め込んで来た「技官の腐敗」が悪いのです。今回も(会社名)の社長は「68キロで掴った」と言ってばやいでいる。一方「(個人名)事件は「50%以上はお咎めなし」法の敷居値を勝手に動かす権限はないでしょう。「法は貴きに加えず」で民には厳しく、天下り先の「技術腐敗技官」を庇つてゐるしか見えません。

13) 国交省は早速「ダブルチェック」等と「大きな政府志向の焼け太り」を打ち出して來た。「認証用プログラム」さえあれば、コンピューターの中では屋上屋のチェックが行なわれているので、人間に依る労働集約型のダブルチェックは不要です。(会社名)の社長が国会で叫んでいた「神聖なる建築確認」が「取引証明」として「絶対値計測」の機能を持って居れば良いので、それの無いダブルチェックは不条理なのです。それは「計量研究所」と、その手段としての公知ハイテク担当の「特許庁」を持つ「経済産業省」の管轄で、そもそも「国交省」が握っているのが可笑しいのです。国際勝ち組企業でも「設計部、工場」と、お客様と企業自身の安全を保障する「認証部」は別なのです。負け組みである土建業で、適正值の10倍と言われる中小業者の過当競争の中で、「神聖なる建築確認」が「自治事務」なのは当然ですが、「技術腐敗技官」の一掃が必須なのです。

14) 更に国交大臣答弁では「(会社名)の16年度業務は2万4千件だから国は個別の正否チェックは不能」等と言って素人を牽制している。コンピューター屋に言わせれば僅か2万4千件の設計仕様(CADデーターと言う)と計算結果は、100円ショップの2枚100円のCDにも収まるでしょう。其れを国交省のコンピューターで全数自働検算したら「何分掛かるのか?」伊藤議員より先に、「技術腐敗技官」を国会に呼んで証言を求めるべきでしょう

是に対し並み居る先生方から野次一つ聞かれなかつたのは残念です。

<以下 略> (情報提供者氏名、連絡先)

| | | |
|----|-----------------|--|
| 93 | 氏名 あり 連絡先 | 私は建築の専門ではありませんが、長年、設備設計、機械設計を行なってきた72歳の勤めを辞した技術者です。現在も自宅で下水道管補修工法の開発と特許出願で日々送っています。 構造物偽装事件はTV放映や喚問などで見ております。 |
|----|-----------------|--|

| | | |
|----|---------------------------|--|
| | あり | <p>(個人名) 設計、(会社名) (個人名)、その他関係者が関与しています。中には技術屋崩れやブローカー的な匂いのする輩が建築ゴロのような存在に写ります。これらの悪党どもが天の裁きを受けるまではと自重していました。</p> <p>1. 大臣認定プログラムソフト 実は大臣認定プログラムに大きな疑問を持っていました。専門用語で失礼ですが、TV放映で見る範囲では、地帯能力が構築場所によって異なり、実測されていると思います。 この実測値を元に耐震係数を入力されていますが、放映ではプログラムソフトが最低値を限定されておらず、0%からの入力が可能になっていると思います。 私の使用しているCADソフトで接線入力値が低く接線が結べない時は、入力最低値を示したエラーが発生し再入力を要求してきます。大臣認定プログラムソフトも法令に遵守した種々の条件設定値が合致しない時、入力を受け付けないようなソフトになる見直しを痛感しました。</p> <p>2. 構造計算と確認方法 確認図面や計算書類の提出も必要ですが、それらを総保管したC. Dの同時提出を求め、確認側はそれに対応した検査ソフトを準備されれば、確認時間の短縮と担当人員の削減が出来、民間に頼らなくても役所で対応出来ると思います。</p> <p>3. ソフト製作 昨今のニュースで(個人名)社長が139億の弁償訴訟を起こしていますが、それだけの出費よりも遙かに安価で国家規格の構造計算ソフトや確認検査ソフトを作る事が可能だと思います。 建築ゴロの悪党どもに好き勝手を許さないシステムを早急に確率して下さい。 以上、参考にご検討下さい。</p> |
| 94 | 氏名 あり 連絡先 あり | NHK 1月30日夜のテレビで構造計算書の2重チェックを義務づけるとのニュースを聞きましたが、その費用は誰が負担することになるのでしょうか。審査に要する費用は、計算書を作成費と同程度必要とするものもある。採算を度外視してもやらなければならないとするならば、それは公共の責務であろう。経費負担に合理的な制度がなくしては建築活動が停滞することになる。 時をおかず(ホテル会社名)の完了検査後の違反建築が発覚しました。この種の違反は個人住宅レベルまで考えると空恐ろしくなります。完了検査後のこととは言え、基準法の根幹に関わる問題です。 対策は急がねばならないが、議論を尽くして基準法の抜本的な改正を望みます。 |
| 95 | 氏名 あり 連絡先 あり | (1)建築計画概要書の記載事項の変更 指定確認検査機関で確認を行った確認検査員の氏名を記載するように制度を変更していただきたいです。 確認を行った者として氏名が記載されることで、確認検査員がより適正な確認を心がけることになると思います。特定行政庁による確認の場合、確認を行った建築主事の氏名は記載されています。確認検査員は建築主事と同等の資格で、みな公務員でもあります。 (2)指定確認検査機関の名簿の閲覧制度の創設 宅地建物取引業者については、都道府県庁で名簿閲覧ができ、役員と宅地建物取引主任者の略歴や、決算書類などを閲覧できます。不動産特定共同事業者についても同様の事項が閲覧できます。 指定確認検査機関についても、同様の事項が閲覧できる制度を創設していただきたいです。 上述の通りみな公務員であり、人の生命、健康、生活や財産に密接に関わる業務です。宅地建物取引業者よりもはるかに重い責任があります。 以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 96 | 氏名 あり 連絡先 あり | (地名)にある。(指定確認機関名)と言う期間ですが、構造の審査に関しては、担当者が居ません。 構造は主事が見てるという事になっていますが、(個人名)と言う(年齢)歳くらいの元(地方公共団体名)の人です。 木3程度の質問でも、答えがあやふやです。 又、他の設計事務所の間でも有名ですが、RCや鉄骨に関しては、訂正が全く上がらないことが大半です。 何件も訂正が無いなんて、ありえません。全く見ていません。 よく調べてください。 |

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| 97 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>偽装事件での対応について質問です。</p> <p>1. 今日までに_(個人名) 氏をはじめ、_(会社名) 関係の元請け設計士の免許取り消しの処分が決まっていますが、どのような法律に基づいて理由はなんですか。</p> <p>2. その他の偽装に関わった元請け設計士の処分はどうなるのですか。</p> <p>3. 確認検査機関、行政庁等の処分はどうなるのですか。</p> <p>4. 施工会社の処分についても教えて下さい。</p> <p>報道等によると元請け設計者の取り消しについて見逃した責任は思いとありましたか、確認検査機関、行政、その他の元請け設計者、施工会社についても見逃した責任の重さは同じではないかと思います。法治国家であるならば法律の基で平等でなければならないと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> |
| 98 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>前略、失礼します。私は、長年主に建築の工事監理業務をしている建築事務所の管理建築士です。当該事件の緊急調査委員会の方に、実務に携わっている一人として提言させていただきたくメールいたします。将来このようなことが二度と起きない様、更に良質で耐久性の高い建築物を造る為には下記事項を提案します。</p> <p>一、確認申請書時の建築設計書(構造計算書データー等含む)を、発注者及び設計会社より施工会社に提出する。</p> <p>一、工事期間中においては、当該施工会社と第三者の関係にある工事監理者が工事を監理する(出来る限り常駐を義務付ける事)。</p> <p>一、完成後は、メンテナンス等に当該関係者が何時でも建物の履歴が閲覧出来る様にする。</p> <p>以上3段階を建築規模や種類に応じて、法律上義務付ければ(幾分経費増にはなりますが)その建物は、将来において良質の建築物になると思います。</p> <p>以上</p> |
| 99 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>私は、一級建築士です。登録第_(番号) 号。まず一番の問題は、建築の教育にあると思います。特に構造及び設備の教育は、大学等でみっちり勉強しないで社会に出てから勉強するには大変です、なぜならば指導者がほとんどいないのが現状です。どおやって構造設計及び設備設計を習得したらいいのでしょうか。建築士には3資格がありますが、25歳で一級建築士になり無制限にどんな建物でも設計及び監理ができるとはとても思えません。したがって、建築に関する学歴・経験を考慮し木造建築士・二級建築士・一級建築士とステップアップしていく資格制度はいかがでしょうか。実際に同じ年に二級建築士と一級建築士を受験して二級は不合格、一級は合格という人が結構います。変ですよね。それと構造の試験で計算問題すべて捨てても合格できるみたいですね、計算問題(構造と設備)一科目作りきちんと基本通りに解けるかの試験を実施したらいかがですか。建築士にも身分証明書必要ですね。全ての建築士は、建築士会に入るべきだと思います。建築士事務所の開設者も建築士です。監理建築士が何人部下の指導ができますか。私は、三人位だと思います。また意見を述べます。</p> |
| 100 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>地方自治体で主として木造住宅の中間検査や違反対策に携わってきた経験から、制度改善策について意見を述べます。</p> <p>1、書類の長期保存と情報公開</p> <p>欠陥住宅問題などで建築確認の書類がすぐになく苦労されている状況がある。少なくとも不法行為責任が問える期間は保存すべき。また、審査の状況が分かるように書類は何人にも公開すべき(間取りと部屋名称のみ除くことは可、構造にかかる部分は必ず公開する)</p> <p>2、検査は個人名で合格証を発行する</p> <p>検査は現場をチェックしたものにしか状況は分からぬ。記録の保存と公開に加え、発行主体を個人とし責任主体を明確にする。</p> <p>3、建築基準法は他の法令との連携を密にする。</p> <p>中間検査や完了検査が社会的に必要になるよう登記や保険の必要用件とすべきである。</p> |
| 101 | 氏名 なし 連絡先 | <p>建築基準法、建築士法の罰則強化などが提案されていますが、ただ法律上罰金額を上げたり、懲役刑を規定しても、それだけでなく、適用しやすさを考慮しなくては意味がないと考えます。</p> <p>抑止力の効果を狙っているのかもしれません、違反するものは、いくら罰則</p> |

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| | なし | <p>強化しても違反します。そのような違反覚悟の人たちは、役所が罰金など適用し、強制力を発揮するには、告発しなければならず、その告発の手間がかなり大変なので、役所はよほどのことでない限り告発しないのを知っていますから。</p> <p>また、行政指導は、強制力がないので、違反建築物の撤去などは、役所の人間が、違反した建築主や建築士に撤去してくださいとお願いに行くという大変おかしな現状である。</p> <p>もっと、行政指導でも強制力を発揮できるような形にしなければ、罰則強化だけしても、効果はないものと考えます。</p> |
| 102 | 氏名 なし 連絡先 なし | <p>耐震偽装問題などは、一級建築士という資格をとっても生計が成り立たないためにおきた事件と考えます。</p> <p>自由競争、自由参入の原則のために試験で、ある一定の得点をとったもの全員を合格させているのかもしれません、その結果、一級建築士が世の中にあふれ、そのため、食わんがために違反もしてしまうのではないかでしょうか。</p> <p>(個人名)元建築士からも、食わんがために違反せざるを得なかつたという趣旨の証言が得られていることからも明白と考えます。</p> <p>法務省所管の弁護士、司法書士、土地家屋調査士などは、現実に合格者の人数制限を行って試験合格者をだしているわけで、国土交通省所管の試験でもできなきことはないと考えます。</p> <p>さらに、最近発表された中間報告を見ますと、建築士会への入会義務を規定することは、自由参入をさまたげるので、慎重に考えるべきとありましたが、法務省所管の資格では各会への入会義務を規定しているので、なぜ国土交通省所管の資格においては慎重に検討せざるを得ないのでしょうか。</p> <p>無秩序な自由参入を見直すべき時が来ていると考えます。資格者にある程度の生活の安定を保証しなければ、今後もいくら罰則強化しても同じことが繰り返されます。</p> |
| 103 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>私は 「なぜ国交省はこのような偽造に対して見抜けないチェックシステムを作ったのか?」。 「法律やシステムを作る能力が担当者にあったのか?」 など国交省の内部の問題をテーマに上げていない点が大いに不満です。 委員会でどんなに良い議論をしても、具体的なシステムに作り上げるのは役人ですので、それがシステムを作る能力が欠けていたり、その他の要因で出来なかつたすることがないのか心配です。</p> |
| 104 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」情報提供受付窓口 御中 グランドステージ東向島 住民代表 (個人名) 平成18年1月29日にマスコミ及び自民党、民主党に提出したものをPDF形式で提出します。</p> <p>※注 添付資料は、第6回委員会における議事で提出</p> |
| 105 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>緊急調査委員会座長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月7日</p> <p style="text-align: right;">株式会社 (指定確認検査機関名) 代表取締役 (氏名)</p> <p style="text-align: center;">構造計算書偽装問題に関する意見書</p> <p>1. 建築基準法の簡素化</p> <p>建築基準法は非常に読み難い。建築物の敷地、建築物はこの世にひとつとして同じものがない。そのような中で適合判定資格者が同じように解釈し、確認行為を行うことは非常に難しい。事実、法の解釈は各行政によってまちまちであり、中にはそこの行政での取り扱いとして例規集なるものを発行し、指導しているところもある。国は解釈や取り扱いについて一本化し、簡素化する必要があると考える。一般国民に理解できるものにする。図式化も一方法である。</p> <p>2. 検査済証と建物の登記の連動</p> <p>以前は建築行政マンの数が足りず、確認申請はするけど、それとはまったく別の建築物を建設し、完了検査を受けなかった建築物がたくさんあった。しかし、行</p> |

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| | | <p>政は人手不足のため見て見ぬふり、それが民間に開放されてから確認検査業務は民間、パトロール及び指導は行政とお互いに協力し合って取り組んできた結果、完了検査率が格段に向上した。しかし、完了検査の実施の完全を期するには、建物の登記に検査済証の添付を義務付ける。これは従前から提案されていることだが、行政の横の調整不備のため実施されていない。非常に重要なことと考える。</p> <p>3. 民間検査機関の意見 当社のような行政庁（天下り）とか大企業（建築関連企業）との関係のない民間確認検査機関の意見を充分に聴取すれば、新しい施策がつくれるのではないか。</p> <p>4. 公益法人の改組 民間の確認検査機関には、都道府県知事が指定している財団法人なる機関がある。指定者である県の職員OBが理事長等を勤め、現役職員が出向しているところもあると聞く。この様な状況で指定者である県が身内である指定機関に対して、的確な指導、監督ができるのであろうか。公表されている指定機関に対する立入検査結果をみても分かるとおり、国指定の指定機関の検査結果と県指定の機関の検査結果の公表に隔たりがあるように感じる。（県名）では、財団法人への立入検査をお祭り騒ぎのように、報道関係者を呼び、体裁ばかりを整えた検査風景をテレビ中継していた。検査とは厳格なものであるにもかかわらず。</p> |
| 106 | 氏名 あり 連絡先 あり | 構造計算の作成、チェックに当たり、昔からの単位が使えないとい、見て直感的に間違いに気づかないので、重さや長さについて、使ってはいけない単位が有る事は、長年慣れ親しんできたものが、無くなつて、若い人達に、構造計算の技術を、教えることは、出来なくなつてます。SI単位と同時に、昔使っていた単位も使えると良いですネ。 |
| 107 | 氏名 あり 連絡先 あり | （地名）に住んでいます。私が住んでいるマンションには、2001年1月に入居しました。先日、構造設計に関する説明が、施主からありました。当方マンションの構造設計には福岡県春日市の「サムシング」が関わっていたと説明がありました。施主からの一方的な説明に終始し、構造設計には問題ないと一応の説明はありました。もちろん、構造設計書類は管理会社であり現在の施主である（会社名）が持参した上で説明がありました。しかし、それでは納得できなく、当方3月予定のマンションの総会では再度議題としてマンションの耐震性が話し合われる予定です。さらに当方マンションを施工した建設会社も2003年に民事再生法を申請しています（URL略）。このことから考えても当方マンションについて偽装を施した可能性が施主・構造設計会社・施工建築会社の関係から少なからずあるのではと考えます。当方マンションの住所は、（略）です。施主は、（会社名）から現在は（会社名）に変わっています。 |
| 108 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>はじめてメールさせて、いただきます。 建物をの管理・運営をしている（会社名等）、総合企画室の（氏名）と申します。</p> <p>今回の偽装事件によって、民間調査機関のあり方などが問題になっておりますが、もしかしたら当社のような会社がお役に立つ事ができるのではないかと思いメールさせていただきました。</p> <p>私の理解で、今回の問題は</p> <p>①検査業務、その方法や解釈に関する問題 ②民間企業体の資本構成に関する問題</p> <p>おおまかに以上の二つがあるように感じております。</p> <p>①の調査業務方法などについては、法律で整備されるべきものと理解しており、特に当社のような企業がお役に立てるとは思っておりません。</p> <p>しかし②に関する事項では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの民間検査機関の株主が、施工主が中心であり、利害関係者である事 ・（ただ、このような企業の設立に関心があった企業は基本的には利害関係者しかないと私は思います） ・利害関係者による様々な弊害（コンプライアンスなど） ・民間検査機関の信用力が特に高いわけではない事 <p>以上のような、大きな問題があり、このような問題で当社がお役に立てるように感じた次第です。</p> <p>（会社名）の本業は、建物管理・運営業務であり、建物の建築に関しては基本的に関わりを持ちません。</p> <p>しかしながら、今まで建物診断として建物管理の付帯サービスとして提供してい</p> |

| | | |
|-----|---------------|---|
| | | <p>た業務を、不動産証券化向けビジネスの一つとして、多くの金融機関や外資系ファンドにエンジニアリングレポートを提供するようにいたております。</p> <p>これら企業の中で、評価していただいているポイントは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゼネコンとは違い、建設会社ではなく、利害関係者ではない事 2. 独立系の企業であること 3. 東京証券一部上場企業であること 4. 良好な財務体質であること <p>特に、何か具体的な提案はありません。</p> <p>ただ、当社のような種類の会社が民間検査業務に参入する事は、市場インフラを整備する上でも、意義のあることかもしれないと考えメールさせていただいた次第です。</p> <p>ご検討ほど、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 109 | 氏名なし 連絡先なし | <p>建築ジャーナル 本年2月号掲載の40p JIA&JSCAの記事の中に書かれていることで、意見を申し上げたいと思います。私は、構造設計を25年程携わり、超高層建築等の構造設計も手がけることができました。この記事の中の発言内容で、建築士会主導の専攻建築士制度がいいかげんで、構造士が人数が少なくちつとした審査ができる、という風な論調がされていますが、それは大変偏った見方だと思います。構造士の最初の発生を考えて見ていただけますでしょうか。最初は、無試験で多数の人をかかえ込み、試験無しで集めた訳です。今でこそ、難しい試験といわれるのであれば、無試験で構造士の資格を持っている方に、一般住民に対する公平性を期すために、全員試験を受けていただき、合格した人を再度構造士として世の中に出していただけますでしょうか。それを強く要望致します。建築士会は、会誌の中身を見ていただきとわかりますが、一般の市民の方の意見や動向にも大変気を使って編集され、活動していると思います。そうした住民側にたった幅広い動きを無視して、JIAとJSCAが主体的に動けばよいといった論調には、非常な偏見であると思います。断固として反対させていただきます。どうぞ、よろしく、お願い申し上げます。 (某 一級建築士・技術士より)</p> |
| 110 | 氏名あり 連絡先あり | <p>建築基準法違反（「確認済証」における工事監理者不在）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確認済証番号 <u>(略)</u> 2. 工事名 <u>(略)</u> 3. 工事監理者 <u>(略)</u> 4. 違反と思われる事由 工事監理者である<u>(氏名)</u>氏（現<u>(地名)</u>支店長）は、工事途中の平成15年3月に同店<u>(地名)</u>支店長となり転勤。以後、市へ「変更届」の提出もなく工事監理者が不在となる。 準大手のマンションデベロッパー<u>(会社名)</u>としては、以上のように非常に悪質な会社ですので、この際、徹底したご指導をお願いします。 <u>(会社名)</u>は構造計算を偽装、<u>(会社名)</u>の場合は、施工段階の手抜き工事（耐震スリットなしの瑕疵が、雑壁修復の過程で約100箇所以上発覚）で経済設計、施工です。地震被害を受けたマンションの住民として許せません、です。 |
| 111 | 氏名あり 連絡先あり | <p>構造計算書を建築士法上の「設計図書」に追加明記し、設計資格の必要な業務であることを明確にすべきである。</p> <p>現在は、建築士法第2条にこの法律で「設計図書」とは建築物の建築工事実施のために必要な図面及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。となっており、「建築工事実施」には、構造計算書を使用せず。請負契約時の図書にも公共事業の入札で配布する書類や図面に含まれておらず、明らかに「設計図書」とはいえず作成に設計資格は不要となっている。</p> <p>現在は、設計図書となる構造図を作成するための資料にすぎず、構造計算に対する責任がなく、元請け下請けに無責任さがあり、また不正に対する責任追及も困難としている。</p> |
| 112 | 氏名あり | <p>緊急調査委員会殿</p> <p>一連の構造計算偽装問題の報道を見ていると建築士のモラルはもはや地に落ちたという感があります。いったい何を信頼すればよいのでしょうか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>連絡先 あり</p> <p>これに対し罰則を強化するだけではモラルを維持しようと言うのは無理があります。なぜなら建築士は益々団結して相互保身のための隠蔽工作をするからです。</p> <p>1. そこではまず自浄作用を促す対策が必要です。内部告発の進めです。問題が明るみになってから、『問題だといっていたが、なかなか聞き入れられなかった。』などと言訳を言う団体役員がいるが、お互いをかばうため問題点を公表できず、結果として市民が被害をこうむるのです。こうした悪循環を断ち切って、体质を変えなければいけません。そのためには古い手法ですが、良心的建築士の奮起を促す次第です。</p> <p>2. 次に、建築士事務所への指導強化です。問題の案件を担当した職員である建築士の処罰だけで、特別法で保護された法人は何の咎めも受けないのでしょうか。これではまるでトカゲの尻尾きりでないでしょうか。事務所の責任者は担当者以上の責任を負うことが社会通念だと思います。</p> <p>3. 建築士事務所協会の解体と再構築です。まずお聞きしますが、地方の協会を偽装問題の相談窓口として国が指定したのは本当でしょうか？そのことを協会も知っているのでしょうか。法によって保護された社団法人がその責任と義務において市民の相談に真剣にのるのは、国土交通省にいわれるまでもなく当然のことと思いますが、どうも協会は分かつてないようです。そこで一旦これらの社団法人を解体し、今までの特権を全て放棄し、改めて心ある人たちが、第三者機関の監視の下で真に市民の役に立つ公益法人を設立すべきでしょう。</p> <p>4. 政府は国民の安心と安全を守るという目標を掲げています。緊急調査委員会の役割もこのことに尽きます。したがって一市民としての意見をメールで送ります。お読みいただけたとおりがたいです。</p> <p>相談のためのメールアドレスを公表している某協会へ、恐る恐る問合せをしたところ、2ヶ月間も調査中ということで無視されています。回答するのがいやなら相談を受けるべきではありません。貴委員会及び建築指導課はそんなことはしないと信じています。回答は要りませんが、協会指導と早期解決を期待しています。</p> <p>本来ですとこのメールを某協会へCCで送るところですが、もうまもなく回答があることを信じていますので、BCCでおくります。</p> <p>(名前) マンション管理組合理事長</p> |
| 113 | <p>氏名 あり</p> <p>連絡先 あり</p> <p>1. 建築の現状</p> <p>①建築業者：建築中の建物は、業者にとって所詮他人の物であり、ある程度の欠陥はやむを得ないし、当然との考え方が根強い。安全性についても代金と結びつける。</p> <p>②建築現場作業者：建築の細切れ部分を担当し、身分保障も乏しい素人同然の作業者により、建物の安全性・欠陥は身近な問題ではない。</p> <p>③建築士：建築主の無理解から、経済的に請負業者に依存する。</p> <p>④公的機関：懲戒処分、事業者処分、違法建築の除却命令等法律運用が不十分、不徹底である。</p> <p>2. 結果 関係者の責任の所在が不明確で、これらが相俟って欠陥建築を生んでいる。建築全体を見直すべきである</p> <p>3. 対応策</p> <p>①建築士について</p> <p>①-1 建築士を、建築現場の検査機関及び再チェック（第三者）機関として積極活用する。再教育を義務化する。建築士会等の自治組織（懲戒制度設置）参加を義務づける。懲戒処分の建築士は公開する。</p> <p>①-2 請負業の兼業建築士と専門建築士を分け、設計・施工の分離を図る。2級、木造建築士につき、単独で設計、監理を行えないものとし、いずれ一級建築士のみにする。一級建築士は高層建築、建築、内装、庭園といった専門化を図り、責任の所在の明確化を図る。</p> <p>①-3 建築士の有資格者のみ、建築士事務所を開設できるものとする（建築素人の経営者を排除する）。</p> <p>①-4 他の建築士に丸投げ禁止とする（責任の所在）。</p> <p>②建築関係者について 建築業者、材料業者及び現場作業者等に建築資格試験を課し、継続的再教育を行う。現場の意識、技術改革を図る。</p> <p>③公的機関の役割</p> <p>③-1 公的機関は、各建築関係者の監督機関として、国民の安全を守る立場に徹し、安全確保のために積極的に法律運用を行う。</p> |

| | | |
|-----|------------------------------------|---|
| | | <p>③-2 小規模建物にも、必ず設計・監理の建築士を関与させ、建築確認を義務づける。建築関係図書の保存を義務化し、公的機関、建築主が各1通ずつ取壊し時まで保管する。建築現場をオープン化し、ビデオ設置を義務づける。リスク分散のための保険活用を制度化する。</p> <p>③-3 安全な建物について啓蒙活動を行う。相談機関を設置する。法律違反建物の除却命令等、法律の実効性を図る。</p> <p>③-4 会社、不特定多数の出入りする建物は、3~5年に1度、住宅は5年~10年に1度、主要構造部分の監査を行い、建築関連法規の違法状態を取り除く。監査は費用を要するものの、地震対策、防犯上、結果的に損害額を抑制することが可能であり、(ホテル会社名)のような事例を予防し、中古住宅としての流通も促すことになる。</p> |
| 114 | <p>氏名 あり</p> <p>連絡先 あり</p> | <p>偽造構造計算書問題について解析と再発防止策の提案（案） 株式会社（指定確認検査機関名）（氏名）</p> <p>I. 実状</p> <p>1. 建築技術的な実状</p> <p>常時荷重に対しては部材の応力は弹性限度内にあるようにすべきであるが、地震時等の非常時荷重にたいしての安全性をどこまで確保するかの定理はない。建築基準法規制は最低基準であるから、人命は絶対守るが、地震の実態に対する技術の限界、経済的側面をも考慮して確保すべき必要強度を決めている。地盤の断絶など現在の技術では解析できない外力に対しては残念ながら対応を断念しているし、同法規制では相当程度以上の地震に対しては倒壊はしないが回復不能のダメージは許容（材質の塑性化）されている。また、コンクリートの場合、引っ張りへの抵抗力はないとみているのだから亀裂は見苦しいことはあっても強度上問題でない。その辺のことを一般人の認識は不十分である。</p> <p>また、地震に対してのみ関心が高いが、地震に危険なのは重量の大きいコンクリート構造だけで、鉄骨造や木造は殆ど台風のほうで必要耐力が決まる。これも一般人はあまり知らない。</p> <p>建築物の材料の品質は、特に現場作業の多いコンクリート工事はばらつきが大きいので強度計算に当ってはかなり大きく安全率をとった許容強度で算定することになっている。従って施工精度の高い工事が行われたり、設計より品質の高い材料が使われたら計画時の計算では危険とされても実物は安全ということがある。法令上はともかく技術的にはそういうことになる。</p> <p>更により大きな問題は、昭和55年の建築基準法施行令改正の新耐震設計法以前に建設された構造強度面の不適格建築物は、耐震改修する法的義務はないが、技術的には危険な恐れがあるものといわれても仕方がない。</p> <p>昨今はあらゆる業務分野においてコンピューターの活用が急速にすすんでいて、建築設計でも、特に構造計算ではコンピューター利用によるものがすべてといつてもよい。しかし、コンピューターによる解析は目視ではチェックが困難である上、過失・故意のソフト改造の完全防止は困難であるといわれ、一般建築士等でもオペレートは容易で便利な反面、ソフトの改ざんやトラブルが起こったとき、専門技術者でないと対応できないので絶対的なチェック対策がとれない。それ故、今回の問題発生の原因は一面ではコンピューター問題といつても過言ではない。</p> <p>2. 構造強度確保の法的措置</p> <p>前記のように建築基準法は最低の基準だから、それをクリアしたからといって財産保全上は万全でない。そこでそれに満足できない人は相当大きな地震や台風時でも応力が弹性限度内に納まる強度を持った設計をすればよい。住宅に対してはその公的基準として住宅性能評価基準があり、検査でこれによる建物品質を表示してもらえる方法がある。</p> <p>建築基準法とか住宅性能評価の強度などの規定を担保するため設計監理者のやつたものを、建築基準法は特定行政庁や指定確認検査機関の、住宅性能評価は指定性能評価機関の審査検査を受けることが義務付けられている。今回の問題はこれらの機関の審査検査が不十分であったからであるとその責任を追及されている。</p> <p>建築基準法施行規則第1条の3、第14項により建築士の設計にかかる物件については特定行政庁が規則で構造計算書、構造図の添付を省略できることになっており、このことからも構造強度規定については、主として建築士の責任とされていると考えるべきである。</p> <p>3. 確認検査機関、建築士、建設業者の権限と責任</p> <p>1) 確認検査機関</p> <p>平成11年に民間にも国土交通省や都道府県知事の指定を受けて建築基準法の確</p> |

認検査を行わせることになったが、この監督官庁の監督を受けるが地方の特定行政庁（以下、特庁という。）の区域の建築行政は地方自治事務とされているので、それぞれの特庁の区域における個々の業務はそれぞれの特庁の指導を受けるという矛盾した制約の下にあることで非常に業務をやり難くしている。特庁としても中途半端な報告情報で指導しないといけないという悩みがある。

しかも民間指定機関は他の機関との競争にさらされ手数料の低減や加重な労働に追いやられている。また、本来業務のほかにも煩雑な連絡調整事務にも振り回されている。そんな中で一般人からは確認検査機関は最後の砦だからと安全確保に全責任があるかのように誤解されている。

また、特定行政庁の管轄区域内の指定機関の確認検査処分に対する責任について、平成17年6月24日の最高裁判所の決定は、指定確認検査機関の確認処分に関して付近住民から管轄特定行政庁に対して起こされた損害賠償請求に行政庁の責任を認めたが、この決定文を読めば、これは資力のある特庁（国家賠償）に賠償責任を果してもらうことは不当でないとし、被害者救済のために特庁の無過失責任を認めたもので指定機関の業務に対する監督責任があるとしたものではないと考える。

2) 建築士（設計事務所）

建築士は、建築物の建築主の建築の機能については、注文に応えると共に、技術的に安全や衛生を守り、しかも建築法令を遵守しながら、工事費を経済的にするという大変難しい業務をこなしていかなければならない上に、建築士法上で大きな法的責任を背負わされている。しかし、建築士（設計事務所）は、建築工事の流通の実態や営業力からみて、不動産取引業者（建売業者）や施工業者の下請け的立場の場合が多く、従属せざるを得ないという極めて弱い立場にある。

現行建築士法も建築士は独立して業務を行う前になっているが、建築士事務所の体制の規定でこれが骨抜きにされている。ために例えば、建築士事務所は、法では、個々の建築士が設計監理を行うための場であるのに、実態では集団組織になっていて、大方の建築士は無資格者と同等の立場におかれている。即ち、開設者（建築士に限らない。）が建築士や技術者を使って業務をし、管理建築士のみが設計者となっているが、大方は名義だけで設計の具体的な内容は殆ど知らなくても許されるという風潮にあり、これでは責任があるといつても形式だけで「私は名前だけの設計者で実務は多くの建築士などが共同してやったのだから私が中身を詳しく分かるはずがないではないか」と言い逃れられる。一方、実際に設計業務をやった建築士や技術者はというと「設計者名義は私ではないから法律上の責任は無い。」と言い逃れることができる。結局誰も責任を取らないことになる。しかも多くの設計事務所には資産が全くなく賠償責任は全く負えない。

3) 建設業

建設業を取り締まる法律と思われている建設業法は、実は請負業務に対する建築主保護のための規制が目的で建築の技術、法令を遵守する明確な規定はない。建設業者は建築法令遵守より建築主との契約が優先すると考えられ、契約で法令順守（標準約款など）をうたっておればよいが、契約内容が違反建築であれば、遵法責任はどうなるか難しい。一方、建設業にとっても資力に比して取り扱う業務対象が大き過ぎて全面的な賠償責任には応じ難いのが実情である。

4. 関係者の民事責任

前記のように関係者の責任の所在や割合があいまいなので、賠償を複数の関係者の連帯責任と認定される場合があろうが、その場合は資力のあるものが支払わなければならない。

II. 再発防止の提案

建築工事にかかる関係者が応分の責任を果たせるようそれぞれの役割分担が明確になる制度改革を提案する。

1. 建築士の社会的立場の向上を図る。

①建築士の独立性の確保 団体（会社等）に雇用された建築士は設計監理出来ないようにする。

②設計・施工一貫方式を禁止し、建築士は施工会社、建売業者から受注しない。

③建築士法に構造建築士の資格を創設し、一定規模以上の建築物の構造設計は構造建築士でなければ設計できないようにする。

④建築士は法で定める団体に強制加入させる（加入しない者は設計監理業務ができない。）

⑤建築士は自ら受注した設計監理業務を特定の軽微な業務、特別に機材を必要とする業務以外のものは他に下請に出すことを禁止する。しかし、一人で出来な

い設計監理は、複数の建築士が共同してまたは業務を区分して設計監理業務を行うべきである。

⑥建築士は依頼者と対面で業務契約し、成果品を依頼者に自ら説明しなければならないこととする。

2. 確認検査機関（特定行政庁&指定確認検査機関）の役割の明確化

①建築士と同じく建設関係業界からの独立性を確保することは、現行規定でも制限業種の指定で配慮されているが、建築技術から縁遠いものだけでこうした専門性の高い事業の経営が出来るわけがない。建築業界と何らかつながりがあるもののコンとロールの下に置かれざるを得ない。そうであればむしろ前記建築士の独立性を確保する業務体制の改革を前提にして、現在は制限業種とされている建築士（設計事務所）の参加は認める方がよい。

②建築基準法で、国が確認検査機関（特定行政庁と指定確認検査機関）の守るべき実効性のある業務マニュアルを法令付属の準則として作成し、確認検査機関はそれを守れば責任をまとう出来るものとする。その際、特庁が作成している実用的でないため形骸化しているマニュアルは廃止するものとする。

③確認検査申請書の記載事項に虚偽または重大な過失あれば、その申請に基づき審査検査し発行された済証は無効とする旨、法令に規定する。

④申請手数料は監督官庁の認可制とし、不当な料金に歯止めをかける（公益的事業として独占禁止法の適用除外規定適用）。

⑤建築基準法で国や都道府県は管下の特定行政庁に対しその業務を監督する規定を強化し、不適法な業務あれば監督処分をする。

⑥専門外の識者のなかには、このような国民の安全に関する重要な業務を民間にまかせたからこのような不祥事を生じたのであって、以前のように行政がやるべきだという人がいるが、特定行政庁は、管轄区域が細分化していて、大規模、複雑な建築物を審査できる能力がなく（今回の偽造も見抜けなかった。）、また、めったに申請のないそれらに対応するための体制を整備することはまことに不経済であり、その論法は成立しないと言うべきである。

⑦申請側の構造設計は、信頼出来ないから、確認検査機関が構造計算をやり直すべきであるという議論があるが、コンピューター処理の多い昨今の申請に対して、残念ながらこの方法で正否を判断できることは技術的に不可能であるとされている。また、これは設計者が発覚しなければもうけもの、発覚すればもともとという無責任設計を助長することになり、決して探るべき方法ではない。

3. 建設業の遵法義務の明確化

注文主との契約において建築基準法に違反する内容あればその部分は無効であるという法規定を設けることにする（何法でうたうかは検討要す。）。

4. 不動産業遵法義務の明確化

販売または媒介建築物の重要事項説明事項に建築基準法の確認検査手順の確認・検査済証の添付を義務付ける。住宅性能評価を受けている場合は住宅性能評価書、住宅性能保証を受けている場合は住宅性能保証書を添えることになっている。

5. 構造チェックの方法

昨今はコンピューター処理の飛躍的進歩により、以前より精緻な計算が可能となったため、経験知識による恣意的な正否判断は通用しなくなり、一般の人が考えるほどチェックは簡単ではない。だからといって設計者まかせにするには不安があるとすれば、ある規模以上等の建築物に対しては、現在高さ60m以上の建築物に課せられている第3者機関によるチェックに準じるような方式で、民間のピアチェック機関によるチェックを介在させる方法を採用することを提案する。

建築主（建売業者）、設計監理者、施工者、確認検査機関などの関係者にそれぞれの責任範囲を明確に分け、各自その範囲内での有限責任を負わせ、それぞれの責任範囲の業務を忠実に履行させるようにすべきである。

6. 賠償責任保険制度の改善、活用

建築士の設計監理業務賠償責任保険、建設業者の建設工事保険、確認検査機関の賠償責任保険があるが、それぞれに強制加入とし、指定確認検査機関の業務は別して公益的なものであるから保険会社の不安をとりのぞくため、国の保証を

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| | | <p>つけることを検討すべきである。また、保険でカバーされる対象範囲、保険金の額は、賠償金額に比して不十分なものであるので拡充が必要である。更に、保険会社で、関係者別の責任範囲のルール作りが必要になる。</p> <p>7. 構造計算書審査支援システムの開発 (財)建築行政情報化センターなどで、標準的な建築物にかかるコンピューターによる構造計算書の、審査を行うソフト(審査支援ソフト)を開発し確認検査機関において迅速に適確な審査が行えるようできないか検討する。</p> <p>III. 提案提出先 國土交通大臣、日本建築行政會議議長、日本建築士会連合会会長、日本建築士事務所協会連合会会長、日本建築家協会会长 國土交通省近畿地方整備局長、大阪府・兵庫県・京都府知事、大阪府・兵庫県・京都府建築行政會議議長、大阪府・兵庫県・京都府建築士会会长、大阪・兵庫県・京都府事務所協会会长、日本建築家協會近畿支部長</p> |
| 115 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会御中</p> <p>(個人名) 耐震偽装設計物件はもとより、最近のニュースで福岡県で表題の件で問題になっています。</p> <p>私も一建築士の端くれですが、三年前から暫くの間 (地名) の建築設計事務所で勤務しておりました。</p> <p>その間 (地名) に多くのマンション業者が建設ラッシュで、建築設計及び構造設計者は殺人的な設計工程で成果品を仕上げ、民間建築認可機関に数日内に許可されるように依頼していて、現実に言われるままに実行していました。</p> <p>官公庁申請だと、最低二週間以上掛かる許認可がいとも簡単に、安くて早い許認可に驚きと同時に、どんな遣り方でチェックをしているのだろうと不審に思っていました。</p> <p>(地名) の意匠・構造設計者も、近来にない高層ビル・高層マンションは首都圏の大手の設計会社が手がけていましたが、(地名) のような建設ラッシュになると、地元設計者が手掛け、試行錯誤で戸惑いながら設計する事が多くなりました。</p> <p>構造設計の一例として、ペンシルビルの様な短辺側に大きな引き抜き耐力がPC杭に掛かるものでも、平気で杭と軟弱地盤の付着力に期待をしたり、軟弱地盤を簡易地盤改良している設計法が、罷り通っている始末で構造技術の未熟さが際立っていて、これで本当に大丈夫かな?と思うような設計が、どこでチェックされるのだろうと以前から不審に思っていましたが、(個人名) 問題で一举に建築界の醜い臍が出てきたように思います。</p> <p>耐震偽装については (地名) 建築事務所協会が、宣言している様に無いと期待しておりますが、上記のほか認定構造ソフトのみに依存する構造技術の未熟さが耐震に問題があるかもわかりません。</p> <p>基本的に現在の建築設計の進め方と、建築物の許認可のあり方が問われています。最近の新築物件は基より、旧基準の建造物を新基準による耐震診断での補強対策、又は立替対策などを講じる必要があります。</p> <p>同時に建築士、施工業者、認可機関及び行政関係者全体の技術レベルアップを図り、発注者側の圧力に屈する弱い経済的背景・立場を解消する立法こそ必要であることを、要請申し上げます。</p> <p>昨年12月に国交省住宅局に (個人名) 耐震偽装の件で、Eメール直訴しましたが無しの礫で何の応答もありませんでした。</p> <p>一国民の声を無視するのは、戦時中の「聞けわだつみの声」を無視して残酷な敗戦を迎えた余りに苦い記憶が蘇ります。</p> <p>(個人名) 偽装経営、防衛施設省の天下り人事と入札偽装、米国食肉検査問題と共に上記耐震偽装を含めての四点セットで、国会での小泉内閣の信用が急速低下の要因となっています。</p> <p>一般社会世情も目を覆うような過激な事件と自殺者が頻発しています。地球温暖化とともに、異常気象と転変事変が地球の各地で起こり、何か世の中の終末を予測するような気がします。</p> <p>数多くの問題の中でもせめて耐震偽装と非 (個人名) 的耐震不安要素を、全国平等に取り除く緊急調査委員会に、問題解決に徹底して邁進して頂く様に切にお願い申し上げます。</p> |

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 116 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>1. 一級建築士の建築基準法遵守の精神が希薄であるとの理解があいまいであるのは、資格試験において法規記憶を求める事にも原因があると感じております。</p> <p>2. 国交省、北側大臣の問題解明に対する真摯な取り組みには敬服しておりますし、頼りにさせていただいております。サムシング問題を究明することがこれまでの建築業界の危機をひろく改善することとなると期待しております。</p> <p>3. マンション（竣工7年）管理組合の理事長です。1年目のタイル落下にはじまり、現在は被災補修につづく4回目の外壁剥離瑕疵補修工事中であります。被厚不足他の施工不良に加え、構造計算書偽造問題に関し構造計算110番相談会では福岡市が建築確認した確認申請書に図面やページによって数値が異なる問題を指摘され、梁が不十分にも見えるため構造計算をやりなおすことを勧められました。副本・構造計算書引渡し要求に対し、分譲会社は所在不明として再計算書を届けてきました。再計算書にはバージョンによる許容であるというNGが含まれております。そして現実に床や梁にたわみも見つかりました。ただし、行政による構造計算補助事業は原始構造計算書がないと適用されず、予算枠も少なく適用は難しいということです。</p> <p>是非、適切な診断が早急に受けられるよう調査補助枠拡大のご検討をお願いいたします。</p> <p>4. 最後に、福岡市・J S C Aが耐震0.8程度に対し通常と判定すると聞きましたが、その根拠は十分示されないということに苦しまいました。また、サムシング問題がなかなか触れられなかつたことについては偽造の隠蔽かと随分悩みました。これからも職責上、善管注意義務、不利益誘導回避、安全について、真剣に取組んでいくつもりでおります。</p> <p>こういう状況の中で、神戸市の建築確認96%は行政として輝かしいお仕事と大変評価しておりますしこれからの希望につながるものもあります。日本全国、神戸に学んでいただくことを望んでおります。</p> <p>どうぞこれからも日本を震撼させた安全への取り組み、危機管理についての推進のほどなどにとぞよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 117 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」の報告を閲覧しました。当方も正にこの件の被害者であります。</p> <p>報告書の内容では、今後の方針が述べられているが、現状どうするべきか?と言う議論がされていないと思われます。公的資金の投入にあたり、国民の理解を求める云々・・・よりも、責任部署がどこであるかを早急に明確にして、販売主・施工主・検査機関日々に重責を負わせ、居住者は販売価格以外の負担無く、正しい建物を返して貰わなくては、納得がいきません。過失はどこにあるのですか?居住者には全く過失は認められないと思いますか・・・何故に負担金なるものが居住者に課せられるのか?全く合点がいきません。検査機関に対する責任の追及が甘すぎます。再計算すれば良いというものではないでしょう。謝罪にも出向かないとは、どういう考えをもつてているのか?説明してもらいたいものです。<u>(指定確認検査機関名)</u> 今後の方針よりも何よりも現状被害者の救済措置に対しての取り組みを早急に検討いただきたいと考えます。責任部署に対して、明確な指示を出してこそ、現問題は解決の糸口が見つかり、責任を負わせることで、今後の再発も多少は防げるのではないか? ??</p> |
| 118 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>マンション住民です。静岡県の<u>(会社名)</u>というデベロッパーが販売した物件を購入しましたが、建設途中の工事写真がないということで見せてもらえない。業者側の言い分では、「適切に中間検査、竣工検査を受けている。」、「施工途中は販売業者の担当が確認しており、施工会社からは工事写真を受け取っておらず、また、それを購入者に見せなければならない義務はない。」と主張しています。販売会社を信用するしかないとしたら、今回の偽装疑惑はそもそも表面化しなかったと思われますが、制度的にどうなのでしょうか。県・市で確認済みだから信用しろと言うのならば、偽装あるいは工事上の手抜きの責任も公共で負ってもらえるということでしょうか。マンション住民は皆不安な気持ちで暮らしています。昔、「巨悪は眠らせない」と言った検察官がいましたが、ゼネコンに遠慮することなく、徹底的な追及をお願いします。ちなみに、当マンションの施工会社は<u>(会社名)</u>ですが、なぜ2500人の社員を抱えるゼネコンがこんな小さな工事（全部で32戸）を受注しているのか、さらにはわざわざ大阪の設計業者に構造計算をさせているのか、納得できませんし、工事写真がないのは、丸投</p> |

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| | | げしているからではないのかとの疑惑も生じてきます。 一生に一度の高価な買い物を、食い物にする輩を決して許さないよう、お願ひします。 |
| 119 | 氏名 あり 連絡先 あり | 私は、建築確認のしていた立場から報告します。 時代と共に変化してきた建築物について、建築士の責務や特定行政庁の立場は建築基準法制定された時代からは大きくかけ離れたものであることは、ご理解されていることと思います。このような問題が起きた原因は明白です。バブル時期に巨大な建築ラッシュ時代がありました。この頃は建築主も銀行の金利を気にせず分譲マンションの建設をしていましたが、崩壊後は日一日の金利が利益追求の減少に繋がるため、事業者側は必死の対応でした。民間確認期間はこれを基準法に定められている4号もの7日、1、3号ものを21日として民事契約し期限を超えると損害買取請求がくるためと未熟な人間が審査した結果です。あたりまえです、一戸建ての鉄骨造と都庁クラスが21日で建築確認ができるわけがないと思いませんか？今回の偽造にしろ見落としにしろ建築確認までの審査期間が短いことが原因であると思っています。これまでの報道についてこのことについて誰も触れていないですよね。この、確認期間の短さには全国区の審査する人間が困惑していることだと思います。事業者が何ヶ月も掛けて計画しているのに審査は多種多様なものに対応する審査者は同じ人間として辛いと思います。是非、全行政庁、民間検査機関に建築確認の審査期間について実態調査を行ってください。規模で審査期間を決める必要があると思います。 ご理解ください。 |
| 120 | 氏名 あり 連絡先 あり | 何故このような事件が起きたのか、マンション住民は建築許可申請書に基づき建設されたマンションに販売会社とローン融資を行った金融機関が存在したからに他ならない。設計・施工・販売という一連の業務、資格を剥奪して生活、生命権を奪うだけでは解決には至らないのではないか。建築許可申請書を認めた行政機関及び委託機関ならびに国土交通省、国とローン融資を行い販売加担した金融業者に罪・罰はないのか。建築基準法第一条における最低の基準である生命、健康及び財産を守れない監理機関は何を失うのか、解りません、出来ませんでしたでは民間会社では生存権が失われるでしょう。 設計・施工・販売の民間会社に罰を与えトカゲの尻尾切で報道機関（小泉劇場の製作者）を通じて国民にアピールしても冷静沈着な良識のある国民には納得させられないでしょう。災害は忘れたころにやって来る。トカゲの尻尾切で済ませばいずれ第二、第三の建築違反は繰り返されるのではないでしょうか。 *****罪はつぐなうべし罰は受けるべし***** |
| 121 | 氏名 あり 連絡先 あり | 1月1日の朝日新聞1面にて、報道されました『戸建て住宅・マンション分譲について、瑕疵担保保険（第3者検査機関による）の強制的な加入を検討されている』という記事から、今日の読売新聞の報道を見ると少し内容が後退したように感じられます。 現在、私は、（会社名）の一員として群馬で第3者住宅検査をしております。（会社名）は、11年前から建て主からの依頼により住宅を検査して参りました。 昨年初めより、（会社名等）と提携しまして、10年瑕疵担保保証の第3者住宅検査機関として行っております。 11年の実績より採用して提携させて戴いております。内容としまして、1級建築士又は2級建築士に講習を行い専用のマニュアルにより、1項目につき2から5枚程度写真撮影をして、施工・仕様を図面と照らし合わせ確認します。 1棟につき4回検査で250～300枚程度、10回検査で550枚～800枚撮影します。不具合が、有ればすぐに報告し、補修依頼をします。 補修しなければ、10年瑕疵保証も受けられないし、写真として建て主に検査報告書がいきますので、補修せざるを得ません。写真は時間管理されておりますので、修正をすると時間が変わってしまいますので、修正出来ませんし、本社にすぐに送り、ホームページに検査状況をアップしなければなりません。検査員の見逃しも、本部での写真チェックにより、より確実な検査となっております。 ご検討宜しくお願ひいたします。 |
| 122 | 氏名 なし | 今国交省の方又専門家の中で審査方法の見直し、懲罰等検討されているようですが、なぜこのようなことがおきたのか根本的な検討も必要ではないでしょうか？建築士の業務内容は年々多様化され、マンションで言えば図面、監理はもち |

| | | |
|-----|---------------|---|
| | 連絡先なし | ろんパンフレットチェック、間取変更は無償で協力、竣工と相違があったまでの責任までおわされ徹夜続き・・・設計料は請負金額の2.0%なんていいうのは普通です。設計が少ないと言えば「設計事務所なんしていくらでもあるのでいやであればやめもいい」といわれます。弁護士、税理士と並びかなり難関の免許で、責任がありながらこのような低い立場の職種であることが一番の問題であると私は思います。 |
| 123 | 氏名なし 連絡先なし | 賃貸住宅なのですが。明らかに建築基準法違反の物件です。 当初、ベランダがあると説明されていましたが、ベランダが取り付けられたのが、入居から4ヵ月後。管理会社に問い合わせたが、工事会社が忙しく工事が遅れたという回答でした。 取り付け業者に聞いたところ、取り付けると検査が通らないので後つけと説明を受けた。明らかに悪質だと思い。東京都に相談し区役所を紹介され相談したが、そんなやわな工事はしてないのではという回答でした。 不安なので、調査をお願いします。 (管理会社名) |
| 124 | 氏名あり 連絡先あり | 建築基準法第6条第1項について 第1号の確認の対象建築物に、「2階建て木造住宅」を追加すべき。そして、検査申請を義務付けるべきです。 (理由) 2004年10月1日に建築規制された石綿含有建材は、確認及び検査の義務対象から外れた住宅に使用されるのを防ぐため。 2004年7月に製造輸入を禁止した石綿製品の製造済み在庫は、住宅産業の倉庫に大量に保管されており、これら規制対象外の通常一般住宅建物に使用される恐れがあります。 |
| 125 | 氏名あり 連絡先あり | 以前にも意見を申し上げましたが、基本制度部会の中間報告も出されますので、再度意見を申し上げます。少なくともその地域の建物に関する情報は地方公共団体に一元的に集約されるべきである。そこで完了検査終了後または建築確認後一定年限を経過した審査検査資料は地方公共団体に集約されるべきであると思います。その上で長期の保存を行うことが必要です。そのことにより公正な審査検査が確保されると思います。(公開が前提だが) また、検査についてはそれを行った者個人の権限と責任が明確にされる必要があると思います。検査の状況は現場に行った者しか正確なことはわかりません。マニュアルの整備に力を入れるより、検査に行った者自身により合格を出す責任と権限を作る必要があります。 その前提として検査合格が必要となる社会的仕組みが是非必要です。 |
| 126 | 氏名あり 連絡先あり | <前略> 次のような提言を申し上げたいと思います。 1 建設業法について 第3条 建設業を営む者は、2以上の都道府県に営業所を設ける場合は、国土交通大臣へ、1の都道府県にて営業を行う場合は、都道府県知事の許可を受け、株式会社とし、代表取締役社長は国土交通大臣が定める「指定講習会」の講習を受け「講習受講済証」を添付して、申請しなければならない。 2 上記の内1名以上は、許可の1級(指定の)施行管理技士を常任させなければならない。 3 建設業者は、国土交通大臣の許可を得た者は、国土交通大臣が認定した「建設共同組合」に、都道府県知事の許可を得た者は、都道府県知事が認定した「建設共同組合」に加入し、この「認定書」を申請書に添付しなければ申請することができない。 4 建設業者は、工事の施工をもって為し、建築土法第1条に定める業務を行ってはならない。 2 建築基準法について 第5条 9 建築基準適合判定機関は、国土交通省所管の「社団法人」として、業務の総ては、都道府県知事を経て、国土交通大臣に、その形態・構造・設備及び |

用途の概要書を提出しなければならない。

第6条 建築主は、建築物を建築する場合は、この法律が定める建築主事又は建築基準適合判定機関の理事長の「建築確認済証」の交付を受けた後でなければ、建築工事に着手してならない。

4 建築確認に要する日数は、規模・構造・設備及び用途によって、政令で定める。

5 前項に定めた期間内に、建築確認が困難な場合は、理由を明記して文書でその旨を通知する。

3 建築士法

第1条 この法律は、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査・鑑定、及び法令又は条例に基づく手続きの代理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、生命の安全と、健康の維持、並びに建物の安全と保持を図り、もって建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

第23条 建築事務所の開設者は、一級建築士でなければならず、行った業務の成果は民事、刑事の如何に問わらず、総て、その責を負うものとする。

2 前項の業務を行う場合は、登録しなければ行う事が出来ない。規模は5名以上で構成され、内1名以上は、建築構造技術者協会が認定した者とし、都道府県単位に設置された、国土交通大臣が認定する、建築士事務所協会の「認定証」を添えて、提出し、この有効期間は5年をもって効力を失う。

仔細はまだ沢山ありますが、一部について記載させて頂きました。この提案の趣旨は、設計・施工の分離であります。

<以下略>

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 127 | 氏名 なし 連絡先 なし | 前略 私たちマンションの建て主(会社名)や、施工者(会社名)は、地元近隣住民に対して、ずいぶんと強行な事をして工事を行い、その結果いろんな被害を与えたため、近隣住民達を怒らせているようで、非常に肩身の狭い思いをしておりました。私達は購入する以前にこのようなトラブルになっている事は聞かされておりませんでした。マスコミ報道により、今回の一連の(個人名)関連の偽装事件に、(会社名)までもが加わっていたと聞き、これは他人事ではないとびっくりしております。別紙には、建て主や(会社名)たちが、擁壁の強度偽装を行なっていたと書かれています。これは近隣住民側の張り紙ですが、実際に、境界で幾度か事故や問題を起こしていた事、いろんな被害を発生していた事は本当の事でありますし、一概に誇張しているとは思えません。私達のマンション本体でも、本当に強度偽装が行われていなかつたのか、お調べいただくわけにはゆきませんでしょうか。 (マンション名)住人 <略 添付の張り紙> |
|-----|---------------------------|---|

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 128 | 氏名 あり 連絡先 あり | 「提案書」 (偽装問題) 安全で美しい建築をつくるには、設計と施工の分離が必要です。 2006年2月14日 一級建築士、(大学名)名誉教授(氏名) 「提案要約」(個人名)事件の問題点と提案 (個人名)元一級建築士は(会社名)の下請けの(会社名)に雇われ「脅かされ、偽装の悪事に追い込まれました。これは国民、特にそのマンション住民と建築設計監理業務への許しがたい裏切りです。しかし鉄筋だけの問題ではなく、(会社名)の日常的な手抜き工事にも確認検査機関の検査は及びませんでした。国土交通省は確認検査機関を強化すると言いますが、簡単ではないでしょう。また、国土交通の審議会は偽装事件の一級建築士に厳しい処罰を検討していますが、厳しいのは当然でしょう。また資格があいまいな一級建築士の資格を統括建築士・構造建築士・設備建築士等に分けることにも異論は少ないのでしょう。 しかし、問題なのは一級建築士が建設業に雇われて、設計監理させられたら、建築士法の業務すら十分には果たし得ないということです。元請としての木村建設の偽装と手抜きの責任も大きいのに、あまり問題にならないのはなぜでしょうか。先進国では設計者と施工者は厳然と分離されていて、建設業が下請けの一級 |
|-----|---------------------------|---|

| | | |
|-----|---------------|--|
| | | <p>建築士事務所や設計部を持つことはありません。日本でもそれは分離すべきです。その上で、将来は日本でも、国民の安全と文化的な生活のためには建築家法が必要です。</p> <p>(以下、補足説明、略)</p> |
| 129 | 氏名なし 連絡先なし | <p>設計業務に携わっている者であるが、いくつか意見を述べる。</p> <p>1 建築工事にあたっては、発注者は、設計事務所に、金額を提示する。設計事務所は、その金額の中から、構造設計事務所に金額を提示している。</p> <p>このような仕事とお金の流れを明らかにすることが、今回の問題を解明する上で重要なことである。</p> <p>2 この調査委員会の委員の人選について、誰が、どのような判断で決めたのか、また、それぞれの委員の役割は何であるのかを明らかにすべきである。</p> <p>3 国交省は、第三者機関によるピアチェックを導入しようとしているとの報道があるが、これは設計段階でのダブルチェックであり、完成品の検査ではない。完成品の検査を行わなければ、建築物の品質は確保されない。</p> <p>4 民間の確認機関の立ち上げ時点、あるいは現時点において、国土交通省や自治体などの建築主事が、どの程度、入っているかを明らかにすべきである。</p> <p>5 地方自治体が、構造計算のチェックのために人員を増やすとの報道があつたが、住民の税金を使って、人員を増やすことは好ましいことではない。</p> <p>6 ゼネコン、デベロッパーにどのくらいの天下りがいるのかを明らかにする必要がある。</p> <p>また、ルールやガイドランに違反していることはないかについても明らかにすべきである。</p> <p>(電話による聴取)</p> |
| 130 | 氏名なし 連絡先なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩ニュータウンの耐震促進法がらみの偽装について、耐震強度を公表して欲しい ・ サムシングの偽装については、荷重調整がされているのではないか。調査して欲しい ・ 以下中間報告について ・ 10ページ：ピアチェックについては、どの機関がいつどのようにやるのか？ ・ 民間評価の指標作りは誰がやるのか？公取的には問題は無いのか？ ・ 公益通報について、誰が通報者の秘密を守れるのか？ ・ 15ページ：専門技術者の位置づけ。建築家と構造技術者のようにすみわけをすべきではないか？ ・ 17ページ：圧力の排除について、設計・施工兼業が間違っているのではないか？建築士に対する圧力を辯護するためには、クライアントが建築家にまず設計を委託することにしないといけないのではないか？ ・ 建築設計報酬が守られていないので1206号の告示は見直すべきではないか？ ・ 17ページ：保険について、アメリカの制度は研究した結果なのか？ ・ 21ページ：大学教育については、実務インターン制度の導入が必要ではないか？ ・ 22ページ：特定行政庁に民間を取り組むのは好ましくなく、むしろアウトソーシングすべきではないか？ ・ 委員会の委員はこのように多岐に渡る問題について的確に判断できる人を入れるべきではないか？そうではないと偏向した結果になる。一体どのような専門分野をもって何を判断できると考えて委員を選考したのか？ <p>(電話による聴取)</p> |
| 131 | 氏名なし 連絡先なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の朝日新聞に <u>(マンション名)</u> に住んでいる者のインタビュー記事が掲載されていた。著しい事実誤認の発言がなされている。 ・ 国の許可を得て販売されているのであれば国が責任を持つのは当然だが、建築確認はそうではない。建築確認を品質保証するかのごとくの考え方は事実誤認も甚だしい。救済は論理的に筋が通らない。 ・ 建築確認は、提出された図面や資料を基に「確認」するためのものであり、許可でも何でもない。行政の大元を歪めることを今やろうとしている。建築確認は国が品質を保証するというものではない。 ・ マスコミもマンション住民も事実誤認をしている。朝日新聞に訂正の申し入れを行うべきだ。 ・ 事実誤認に基づいて国の施策がねじ曲げされることのないようにしてほしい。 |

| | | | |
|-----|---------------------------|--|--|
| | | (電話による聴取) | |
| 132 | 氏名 あり 連絡先 なし | <p>国土交通省では建築物の耐震性確保のために、耐震スリットを用いて構造計算を行う方法を認めている。しかし、耐震スリット自体の規格については、何も規定されていない。現在使われている製品では、十分に変形に追従、吸収しているとは言い難い。日本建築学会の北海道大会で（大学名）大学の（名前）という人の発表論文においても、この観点で実験を行い、スリット幅が50mmないと期待した性能が確保されない等の報告されている。（個人名）の問題では、鉄筋の量が不足した場合が取り上げられているが、耐震スリットのような構造上重要なものについては、国土交通省において行政上きちんと規格を決める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（電話による聴取）</p> | |
| 133 | 氏名 あり 連絡先 あり | <p>この法案では、耐震問題については、「昭和56年6月1日以降に新築された建物は全て新耐震基準に適合している」かのように消費者は錯覚します。しかし、「完了検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限違反は罰金50万円」ですが、第4号建築物（一般木造2階建住宅など）は適用除外であるため、「検査済み証のない建物」が全国に氾濫しています。</p> <p>したがって、新耐震基準日に拘わらず、単純に、「建築物において耐震診断があるときはその内容」とすべきでしょう。</p> | |